

# 株式会社サン電工社



認定番号：20053

新規認定日：令和2年11月13日

## 〈達成している項目〉

28の取組項目中、**17項目**達成！

### I 実現に向けての手法・工夫

生産性向上の取組み	・従業員向けの研修制度がある
	・申請日前1年間において、上記の利用の実績がある
従業員へのアプローチ	・働き方改革に係る制度、事業等の説明会を開催している
	・申請日前1年間において、社内の親睦を図るイベントの開催実績がある

### II 分野別の取組み

#### (1) 非正規雇用の処遇改善，正規雇用の推進

働き方改革に対応した人事評価・処遇	・相談室の設置等の職場における各種ハラスメントの防止の措置がある
-------------------	----------------------------------

#### (2) 長時間労働の是正

長時間労働の削減	・時間外労働時間の状況の共有や、過重労働の注意喚起を毎月行っている
	・直近の事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働45時間以上の正社員が1人もいない
年次有給休暇取得の促進	・年次有給休暇の計画的付与制度がある
	・労働者の休暇取得状況を把握している
	・直近の事業年度の正社員の年次有給休暇の取得状況において、平均取得率が70%以上である
業務改善の推進	・Web会議環境の整備

#### (4) ダイバーシティの推進

若者が働きやすい環境整備	・若者の定着を支援する制度がある
	・直近の3事業年度の新規学卒等採用者である正社員の離職率が20%以下である
積極的な中途採用	・申請日前1年間に、新たに正規雇用労働者（45歳以上の者）を雇い入れた
高齢者の活躍の推進	・65歳までの定年の引き上げ
多様な人が多様な働き方をする職場づくりの促進	・テレワーク制度がある
	・申請日前1年間において、上記の利用の実績がある

#### 〈ひとことコメント〉

『働き方改革』を更に進める為、今年1月に一般事業主行動計画として、以下の目標を掲げました。

①年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間12日以上とする。

②仕事と家庭の両立を目指し、子が出生した男子社員は5日間の育児休暇（有給）を取得できる。

①の年次有給休暇の平均年間12日取得は、令和2年8月までの決算年度で達成し、②の男子社員の5日間育児休暇も制度を開始した令和2年9月に第1号の取得がありました。

今後も経営理念である「社会の発展に寄与することが企業の成長に繋がり、社員が物・心両面で幸福となる経営を目指す」を念頭に『働き方改革』を進めてゆきます。



▲事業計画発表会の集合写真



▲研修旅行での集合写真